

平成 23 年度 第 2 回 練馬区立公民館運営審議会 会議録(概要)

- 1 日時 平成 23 年 8 月 29 日 (月) 午後 2 時～午後 3 時 10 分
- 2 場所 練馬公民館 第 1 教室
- 3 出席者 井田委員、川井委員(会長)、川口委員、小美濃委員、山浦委員、
長富委員(副会長)、中島委員、浅見委員、飴谷委員、高橋委員、
吉田委員、西山委員、池尻委員、土屋委員
(教育委員会) 生涯学習部長、生涯学習課長、生涯学習課庶務係長、
生涯学習担当係長(社会教育主事)
(事務局) 公民館長、副館長、主事
- 4 会議開催の可否 可(委員の半数以上が出席していることを報告)
- 5 傍聴者数 1 名
- 6 配布資料 平成 23 年度 第 2 回練馬区立公民館運営審議会資料
 - 1) 【資料 1】子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正(素案)に基づく練馬公民館の位置づけについて
 - 2) 【図 1】組織改正のイメージ図
 - 3) 【参考】子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について(素案)

7 会議の概要

- 1) 会長あいさつ
- 2) 副会長あいさつ
- 3) 部長あいさつ
- 4) 【議題】組織の改正について

(説明：課長、内容省略)

<会長>

只今の報告について、意見等があったらお受けする。意見等をする場合は、最初に名前をお願いする。

<委員>

・資料 1、組織改正後の事業について

今後、(仮)生涯学習センターを指定管理の施設に移行する考えはあるのか。

<館長>

この組織改正によって指定管理になるということではない。

<会長>

他にあるか。

<委員>

公民館を利用する際、どのような団体が使用料減免となるのか。

<館長>

社会教育法に基づいた生涯学習団体は使用料減額である。また、児童や高齢者等が半数以上となると減免の対象となる。

<委員>

公民館の自主サークルは減免を受けられるのか。

<副館長>

公民館団体であることを理由に減免にはならない。75歳以上が半数、65歳以上が半数、中学生以下が半数を占める団体は減免の対象となる。また、生涯学習施設であるため、生涯学習団体についても減額となる。

<委員>

生涯学習団体が減免を受けられる施設は区立施設すべてではなく、教育委員会関係の施設であるのか。

<副館長>

そのとおりである。

<委員>

子どもが半数以上で減額を受けられるというのは、他の施設にはない制度だと思うが違うか。

<副館長>

このような規定の施設は他にもある。

<委員>

改正後、利用団体の減免ルールはどのようになるのか。また、組織が変わると、練馬区内の社会教育法に基づく施設や教育委員会にいる社会教育主事、社会教育の専門スタッフなどの配置はなくなるのか。

<館長>

生涯学習団体の減免ルールについては、青少年館・美術館・ふるさと文化館等は、改正後もそのまま維持することを考えている。改正後、(仮)文化課となる練馬文化センターや大泉学園ホールが減免対象となるかは、今後検討となる。

素案では、社会教育法に基づく施設には、図書館や青少年館などがそのまま残り、社会教育主事については、青少年課に移すこととなると考えている。

<会長>

他にあるか。

<委員>

施設の利用者や区民にとって、今回の組織改正はどういった点が変更になり、どのようなメリットがあるのか。

<館長>

名称が変わったとしても、基本的に事業や部屋の貸し出し、運営の方法には変更はない。ただ、(仮)文化課になることによって、現在の文化国際課等と協力した事業が新たに加わることは考えられる。

<委員>

一般的に公民館は、文化・芸術・教育・芸能などのさまざまな活動が行えるように思う。今回の改正で、(仮)生涯学習センターが文化課となり教育委員会ではなくなると、これまで生涯学習としてやってきた教育的な活動がどちらに属するのか、不明確でわかりにくい。

<課長>

改正後は、青少年に関わるものは教育委員会で、それ以外の生涯学習の施策については公民館より概念を広げた生涯学習センターでやっていきたい。文化だけに限るなどといったことはなく、これまで社会教育としてやってきた事業も生涯学習の範囲に含まれるため、引き続きやっていく。公民館とはいいつつ、すでに現在も生涯学習のセンターとしての機能を持っているため、かつての女性センターのような形でやっていきたい。

<委員>

改正後も、これまで公民館の教室等でやってきた活動に影響がないことを周知していただきたい。

<副会長>

23区の中で、公民館と称するものは練馬区だけである。それが変わってしまうのは非常に残念である。公民館という名称を全国的になくそうとする動きがあるのか。

<館長>

当初から公民館がない自治体や名称を変更している自治体は多くあるが、それを追随するものではない。公民館は生涯学習センターのような役割を担っているため、このような案が出ている。名称が変更となっても、これまでの事業、支援等は今後もしっかりとやっていく。

<副会長>

公民館という名称は古いのかもしれないが、変更する必要はないように思う。

<会長>

他にあるか。

<委員>

公民館という名前がなくなるということなのか。

<館長>

組織改正に合わせ、(仮)生涯学習センターという案が出ている。社会教育法から外れるということで案になっているが、決定したわけではない。今後の検討の中で名称について他に意見があれば、変更ということもある。

<委員>

名称が変更になるということは初めて聞いた。区民としては、名前を変える必要はないと思う。名称変更は決定されたことなのか。

<課長>

公民館という名称は廃止する方向で素案が書かれている。生涯学習センターとして、文化の振興、各種事業等をより充実させていくことを考えている。ただ、今回さまざまな意見をいただき、公民館という名前に非常に思いが強いことがわかった。そのことについては記録に残したい。

<委員>

概念を広げ、生涯学習センターになることで、施設の利用実績を上げ、施設が有効に活用されることに繋がるのか。

<館長>

今後はさらに事業を充実させ、利用率等も上げていきたいと思っている。

<委員>

名称が生涯学習センターに変わると、地域との結びつきが弱くなるように感じる。変更する必要性がはっきりしない。皆さんの意見を伺いたい。

<委員>

同感である。ぜひ残していただきたい。

<委員>

法的に問題がなければ、現状のまま残していただきたい。

<課長>

施設の名称は、社会教育法に基づき、建設する際にその目的により決定している。練馬公民館については、建て替えの際に引き続き練馬公民館という名称で補助金を受けた経緯もある。今回の改正で、練馬公民館を社会教育法から外し、区長部局に移管するということで、生涯学習のより広い活動ができるように、社会教育法にある公民館という名称について見直しをしたというのが今回の素案の趣旨である。

<委員>

公民館という名称を変更しなければ補助金を受けられないのか。

<課長>

そうではない。補助金を受けた際の公民館という名称を現在も使っている状況ということである。

<委員>

違うのであれば、これだけ変更しないしてほしいという意見が多いのだから検討していただきたい。

<課長>

本日いただいた意見は、真剣に検討していきたい。ただ、社会教育法の中の公民館の位置づけについては、素案のように考えていくことでお願いしたい。

<会長>

他にあるか。

<委員>

(仮)生涯学習センターの素案の方向についても、検討していただけるのか。

<課長>

名称についての意見について、真剣に受け止めるということである。位置づけについては、素案のとおりと考えている。

<委員>

本日の意見を伺っていると、これまでに肝心な利用者との話し合いが、全くなかったのだということがわかった。また、公民館の名称も含めて、愛着を持っている人が非常に多いのだということもわかった。今回の組織改正は、看板の付け替えでしかないという話があったため、それならば変える必要はないという意見が出るのは当然である。なぜ組織や名称を変更しなければならないのかということ、この審議会だけではなく、利用者や社会教育に関わる方に話す場を設け、意見をもっと聞いていただきたいと感じた。本日の意見をぜひ教育委員会に持ち帰っていただきたい。

<部長>

今回の組織改正についてさまざまな意見をいただいた。今後、公民館は生涯学習の中心的な存在として、他の区立施設を調整・指導していく立場にもなると思っている。今回の素案について十分に議論をしていき、進めていきたいと思っている。

<委員>

区民が慣れ親しんできた施設をこのような形で配置換えするのは、行政の押し付けのように感じる。みなさんの意見をお聞きしたい。

<委員>

行政の流行のようなものや行政改革等の一環として行うのであれば、やめるべきである。

<委員>

すでに決定している名称変更について、承認だけをお願いされているようである。

<部長>

区として、今回の改正案をしっかりと説明し、組織改正を進めていくべきだという観点からお話させていただいた。

<委員>

今回の審議会の意見を組織改正の委員会等で話していただけるのか。

<部長>

このような審議があったということはしっかりと受け止め、教育委員会にも報告していく。今後も区民等の意見を集め、組織改正を進めていきたい。

<委員>

・資料1、組織改正に関わる今後の予定について

パブリックコメント終了後、意見を審議していただける時期はいつであるのか。今後のスケジュールを教えてください。

<課長>

本日の意見は、パブリックコメントとは別に教育委員会で報告させていただく。

<委員>

教育委員会で今回の意見が通らなければ、それで終了となってしまうのか。そうであれば、議員のみなさんにフォローをお願いしたい。

<課長>

公民館という名称にさまざまな思いがあることはよくわかった。そのことについては、教育委員会でしっかりと審議していきたいと思っている。

<会長>

今回の審議会の意見やパブリックコメントの意見を、教育委員会でしっかり検討していただきたい。組織改正後も利用者に不便がないということに安心した。他に何もなければ本日は閉会とする。次回の審議会でも委員のご協力をお願いする。

8 問い合わせ先（事務局）

生涯学習部 生涯学習課 練馬公民館 TEL 3991-1667 FAX 3991-0056
E-mail kouminkan@city.nerima.tokyo.jp